

公益社団法人部落問題研究所における公的研究費の使用に関する行動規範

2015年3月12日 策定  
公益社団法人部落問題研究所

1. 研究者及び事務職員は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本研究所が定める規程等を遵守すること。
2. 研究者及び事務職員は、公的研究費が公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用すること。
3. 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的で適切な使用に努めること。事務職員は、公的研究費の効率的で適切な事務処理に努めること。
4. 研究者と事務職員は、相互に協力して、緊密な連携を取るよう努めること。
5. 研究者と事務職員は、取引業者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう行動すること。
6. 研究者と事務職員は、公的研究費の取扱いに関する研修に積極的に参加すること。